

送付資料一覧

- 1 策定のポイント
- 2 第4期佐倉市生活排水対策推進計画（素案）
- 3 【資料】水質汚濁防止法
- 4 【意見様式】第4期佐倉市生活排水対策推進計画

第4期佐倉市生活排水対策推進計画の策定について

1 はじめに

生活排水対策推進計画は、水質汚濁防止法第14条の8において都道府県が定めることができる「生活排水対策重点地域」の市町村において、定める義務のある計画です。千葉県内では、印旛・手賀沼流域市町（村）及び木更津市・市原市等の一部流域が指定されています。（素案1 ページ参照）

このたび、第3期計画が2025（令和7）年3月に期間が満了しますが、引き続き生活排水対策を推進するため、第4期計画を策定するものです。

なお、本計画における「生活排水」とは、日常生活で私たちの家庭から出る水のことです。トイレなどから排出されるし尿を含んだ水（し尿排水）と、台所や風呂場、洗濯などから排出される水（生活雑排水）の2種類を指します。（素案10 ページ参照）

2 市における主な関連計画（素案12 ページ参照）

- 佐倉市污水適正処理構想（2023（令和5）年6月上下水道部）
污水処理施設整備状況における進捗等に関する事項
- 一般廃棄物処理基本計画（2020（令和2）年3月廃棄物対策課）
生活排水処理基本計画及び方針に関する事項



3 策定のポイント（水質汚濁防止法第14条の9参照）

- 生活排水対策の実施の推進に関する基本の方針を定めます

項目設定義務（素案10ページ参照）

→生活排水対策は、継続的に対策を続けることが大切であるため、第3期計画の方針を継承し、（1）施設整備（2）市民意識の醸成（3）流域市町等との連携、とします。

- 生活排水処理施設の整備に関する事項を定めます

項目設定義務（素案14ページ参照）

→生活排水処理率は、100%にすることが最終的な目標であるため、人口推計と「佐倉市污水適正処理構想」のように公共下水道への接続人口と合併処理浄化槽人口の比率が増加する事を見込み、100%とします。

- 啓発に関する事項を定めます

項目設定努力義務（素案15ページ参照）

→計画の目標を達成するため、（1）家庭でできる生活排水対策の啓発（2）適正な生活排水処理施設の推進（3）水環境に対する意識の啓発、とします。

- 他の生活排水対策推進市町村との連携を定めます

その他義務（素案17ページ参照）

→流域市町や印旛沼水質保全協議会などと併せて、連携して取り組んでいきます。

- 県への通知

その他義務

→計画を定めることについて、千葉県に通知するとともに、必要に応じて意見交換や助言を受けます。

4 計画期間（素案11ページ参照）

計画期間については、関連計画である佐倉市污水適正処理構想の計画期間（中期目標：2034（令和16）年、長期目標：2049（令和31）年）を踏まえ、開始年次を2025（令和7）年度とし、2034（令和16）年度（＝目標年次）までの10年間とします。

【参考】水質汚濁防止法（抜粋）

（生活排水対策重点地域の指定等）

第十四条の八 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域にわたる場合においては、都府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。

5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の策定等）

第十四条の九 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

二 生活排水処理施設の整備に関する事項

3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。

5 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあっては勧告をすることができる。

7 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

公開厳禁

第4期佐倉市生活排水対策推進計画 (素案)

2020(令和0)年 0月

佐倉市

目次

第1章 佐倉市生活排水対策推進計画策定の背景	1
1-1. 水質汚濁防止対策の経緯	1
1-2. 生活排水対策の推進	1
1-3. 印旛沼流域等生活排水対策重点地域の指定	1
第2章 佐倉市の概要	2
2-1. 自然的条件	2
2-2. 社会的条件	3
第3章 印旛沼と佐倉市の水環境の現状	5
3-1. 印旛沼の状況	5
3-2. 佐倉市の河川の状況	7
3-3. 生活排水処理の状況	7
第4章 佐倉市生活排水対策推進計画の概要	10
4-1. 基本理念	10
4-2. 基本方針	10
4-3. 計画期間	11
4-4. スローガン	11
4-5. 計画の位置づけ	11
第5章 第4期計画	13
5-1. 進捗状況	13
5-2. 生活排水処理施設の整備に関する事項	14
5-3. 生活排水対策に係る啓発に関する事項	15
5-4. その他生活排水対策の推進に関して必要な事項	17
【用語集】	

第1章 佐倉市生活排水対策推進計画策定の背景

1-1. 水質汚濁防止対策の経緯

我が国における水質汚濁防止対策は、1950年代初期の水俣病やイタイイタイ病、1960年代の第二水俣病など、主に産業系の排水規制を目的に進められ、1970（昭和45）年の水質汚濁防止法の制定により対策は加速し、相当程度の改善が図られました。その後、人口集中が進む都市部やその周辺において、市民生活に伴い発生する排水、いわゆる『生活排水』が閉鎖性水域の汚濁の一因である富栄養化の主要因となり、その対策が急務となりました。

1-2. 生活排水対策の推進

（1）法体系の整備

閉鎖性水域の富栄養化を防止するため、1990（平成2）年、水質汚濁防止法が改正され、国及び自治体などの関係機関が連携して生活排水対策を進めていくための枠組みが整備されました。

（2）市町村の責務

改正水質汚濁防止法（以下、「法」という。）では、第14条の5において、市町村は「生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁の防止を図るための必要な対策」として、生活排水処理施設の整備や啓発活動などに努めなければならないことが定められています。

（3）生活排水対策重点地域と生活排水対策推進計画

市町村による生活排水対策の実効性を高めるため、法第14条の8において、環境基準が確保されていない公共用水域を有する市町村を、都道府県が『生活排水対策重点地域』に指定するとともに、法第14条の9により、当該市町村には『生活排水対策推進計画』の策定が義務付けられました。

1-3. 印旛沼流域等生活排水対策重点地域の指定

本市の環境のシンボルである印旛沼は、閉鎖性水域であり、流域人口の増大に伴い水質が悪化した典型的な富栄養湖となっている。このことから、1993（平成5）年3月、本市全域を含む流域7市が、『印旛沼流域等生活排水対策重点地域』に指定されました。

第2章 佐倉市の概要

2-1. 自然的条件

(1) 地形

本市は千葉県の北部、都心から東へ 40km、県都千葉市から北東へ 20km、成田国際空港から西へ 15km の所に位置し、肥沃な農地と豊かな水と緑に恵まれた街です。

行政界は、千葉市、八千代市、四街道市、八街市、酒々井町、印旛沼を隔てて印西市と、6つの市町と接しています。本市は南東から北西に向かって緩やかに傾斜している下総台地と、これを侵食した谷津と呼ばれる侵食谷及び印旛沼から成り立っています。

(2) 河川・湖沼

市内には、鹿島川、手繰川が南から北に向かって流れており、鹿島川は高崎川等、手繰川は小竹川等と合流し、印旛沼に流入しています。

印旛沼は本市の北側に位置している沼であり、千年ほど前には霞ヶ浦、手賀沼、水郷一帯を一つにした水域（汽水湖）の一角でしたが、関東平野の隆起や利根川等からの土砂の堆積などにより沼状になったものです。

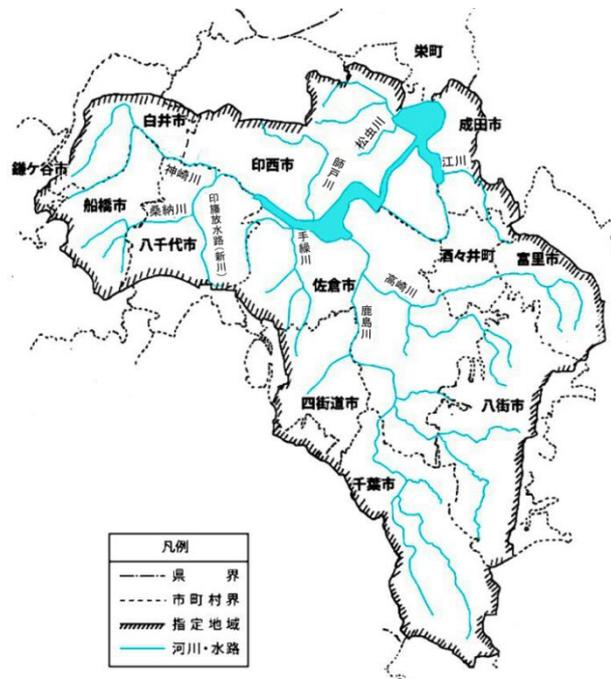


図 3-1 印旛沼流域の河川

2-2. 社会的条件

(1) 人口・世帯

本市の人口は、合併時の35,196人（1954（昭和29）年3月末）から増加し、現在では約5倍の169,930人（2024（令和6）年3月末、外国人含む。）となっています。

世帯数は、合併時の6,838世帯（1954（昭和29）年3月末）に対し、現在は約11倍の80,035世帯（2024（令和6）年3月末）となっており、人口より増加率が高くなっています。

近年は、人口は減少傾向にありますが、世帯数はわずかに増加しており、1世帯当たりの人数は減少しています。

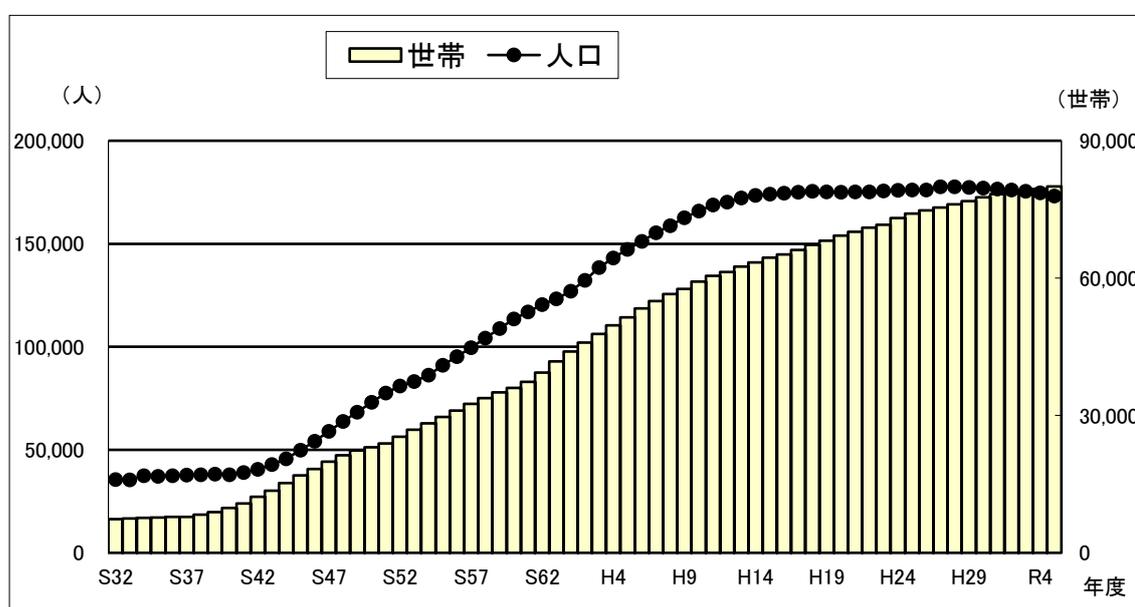


図 3-2 人口及び世帯数の推移（市民課人口推移資料）

(2) 面積・土地利用

本市の市域面積は 103.69 km²で、全域が都市計画区域であり、およそ 4 分の 1 が市街化区域、およそ 4 分の 3 が市街化調整区域となっています。

地目別の土地利用では、田、畑、山林が、面積の約半分を占めています。

表 3-1 地目別面積（令和 5 年 1 月 1 日現在）

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積 (千m ²)	18,771	12,455	20,423	125	16,194	-	1,365	8,020	26,338

（出典）千葉県統計年鑑

(3) 産業

本市の農業は、従事者数の割合は少ないものの、首都圏への農産物供給を担う都市近郊農業が展開され、特に米や野菜（やまといも、トマト、落花生等）の生産が盛んです。ただし、後継者不足や都市化の進展等により、農家数、農業従事者数は減少傾向にあります。

本市の工業は、4つの工業団地を中心に、食料品、薬品、金属製品、プラスチック製品などの製造業が立地しています。特に県内有数の内陸型工業団地である佐倉第三工業団地には、研究所やエレクトロニクス産業を中心として先端技術産業が集積しています。本市の製品出荷額は、県内第9位（2020（令和2）年）となっています。

第3章 印旛沼と佐倉市の水環境の現状

3-1. 印旛沼の状況

(1) 水質の動向

印旛沼は、沼面積 11.55 km²、流域面積 493.99 km²、平均水深 1.7m、貯水量 19,700 千m³の天然湖で、周辺地域の上水道や工業用水道及び農業用水の水源として利用されています。

環境省が公表している公共用水域水質測定結果によれば、2011（平成 23）年度から 2018（平成 30）年度まで 8 年間連続で、有機汚濁の代表的指標である COD 値が全国の湖沼の中で最も高い水域となっています。

2022（令和 4）年現在も、印旛沼の COD 年間平均値は 13 mg/L で全国ワースト第 3 位であり、依然として水質の改善が課題となっています。

表 4-1 全国湖沼水質（COD 年平均値）ワースト 5 の推移

(単位：mg/L)					
年度	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
2018（平成30）	伊豆沼 (13)	印旛沼 (12)	手賀沼 (9.2)	北浦 (8.4)	本明川 (8.2)
2019（令和元）	伊豆沼 (14)	印旛沼 (11)	手賀沼 (8.9)	八郎湖 (8.6)	網走湖 (8.2)
2020（令和2）	伊豆沼 (14)	印旛沼 手賀沼 長沼 (10)	/	/	北浦 (8.7)
2021（令和3）	伊豆沼 (13)	印旛沼 (12)	小川原湖 (11)	長沼 (9.5)	手賀沼 (9.1)
2022（令和4）	小川原湖 伊豆沼 (17)	/	印旛沼 (13)	手賀沼 長沼 (10)	/

参考：網走湖（北海道）、小川原湖（青森県）、八郎湖（秋田県）、長沼・伊豆沼（宮城県）、北浦（茨城県）、手賀沼（千葉県）、本明川（長崎県）

(出典) 環境省 公共用水域水質測定結果

(2) 汚濁負荷の動向

印旛沼及び流域河川の水質悪化をもたらす汚濁発生源には、大きく分けて一般家庭などの生活系、工場及び事業場などの産業系、山林、畑、水田、市街地などの自然系（面源系）の 3 つがあります。

生活系の汚濁負荷量は、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水対策の成果として年々減少傾向を示しており、現在は自然系の汚濁負荷量が全体の約8割を占めるようになっていきます。

このほかの要因として、印旛沼は、長年にわたり水中や底泥に蓄積した窒素及びリンにより超富栄養化した状態にあります。この状況が引き起こす藻類の大量発生、いわゆる内部生産の問題も、水質の悪化に大きく影響していると考えられます。

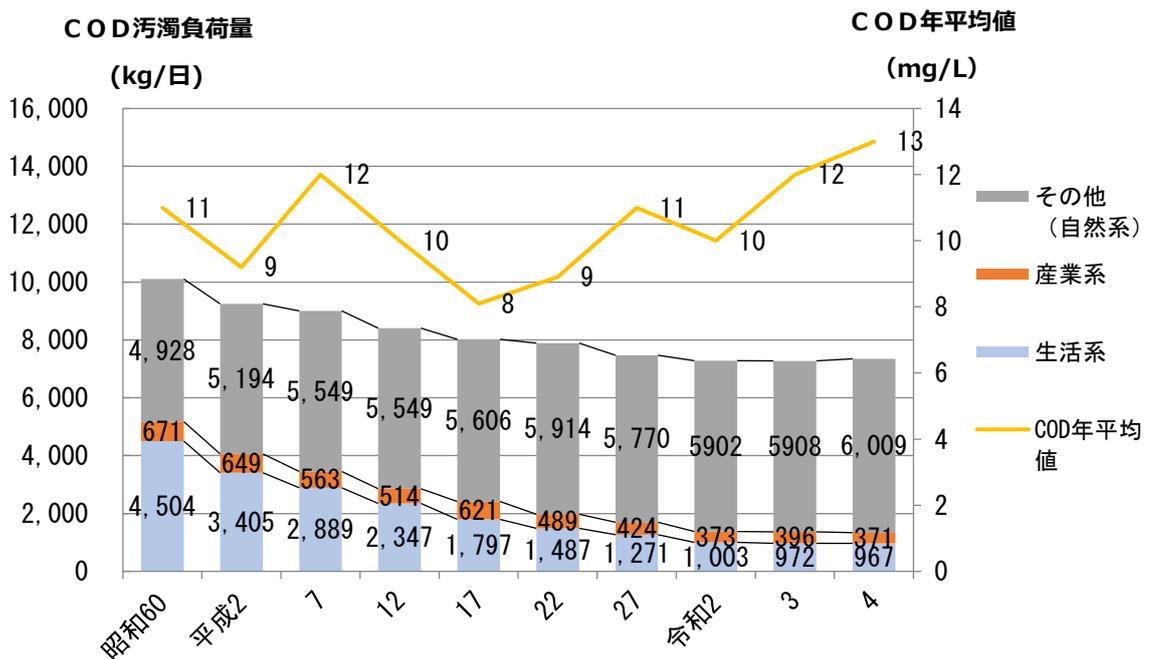


図 4-1 印旛沼の COD 発生源別汚濁負荷量・割合の変化
(出典) 令和 5 年版佐倉市環境白書

(3) 水利用の状況

印旛沼では、生活用水・農業用水・工業用水を取水しています。近年の流入水量と利用水量の状況は次のとおりです。

表 4-2 印旛沼の流入水量および利用水量

年/項目	雨量 (mm)	流入水量 (億m ³)	利用水量 (億m ³)			
			工業用水	農業用水	上水	計
2016 (平成28)	1,412	4.233	1.413	0.615	0.357	2.384
2017 (平成29)	1,221	4.284	1.484	0.616	0.368	2.468
2018 (平成30)	1,065	4.046	1.508	0.628	0.337	2.473
2019 (令和元)	1,514	5.343	1.339	0.666	0.325	2.330
2020 (令和2)	1,382	5.331	1.270	0.327	0.342	1.939

(出典) (公財) 印旛沼環境基金『令和3・4年版印旛沼白書』

3-2. 佐倉市の河川の状況

本市では公共用水域の常時監視を目的に、市内 29 地点で水質及び底質調査を行っています。

市内河川の BOD を指標とした有機汚濁の状況は、下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽の普及により、概ね環境基準値よりも低い値で推移しています(環境基準：鹿島川 = 2mg/L 以下、高崎川・手繰川・小竹川(手繰川支流) = 5mg/L 以下)。

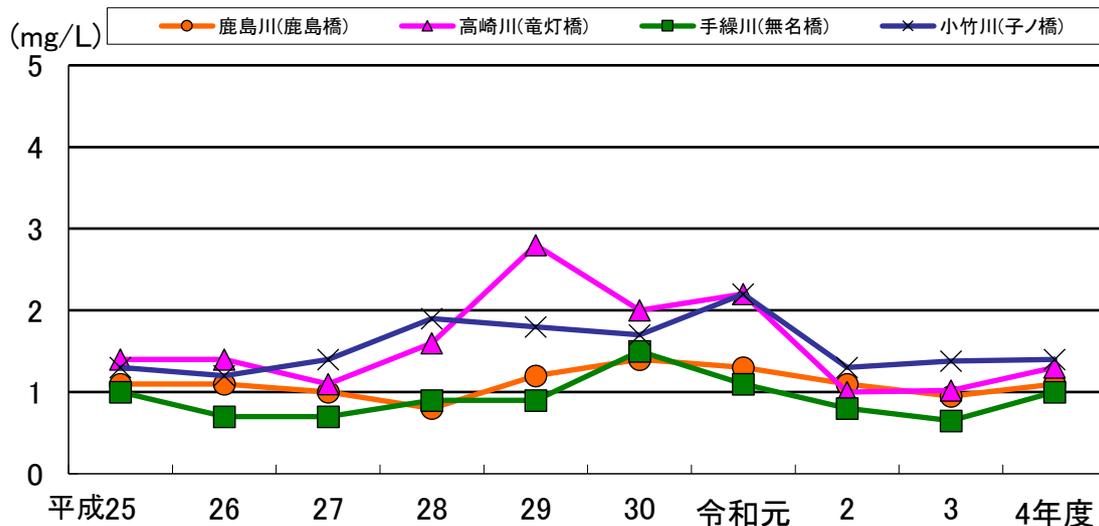


図 4-2 市内河川における BOD の年平均値の経年変化

(出典) 令和5年版佐倉市環境白書

3-3. 生活排水処理の状況

(1) 下水道事業

本市では、生活環境の改善と印旛沼の水質汚濁を防止するため、1967 (昭和 42) 年から単独公共下水道に着手し、1971 (昭和 46) 年度には、印旛沼

流域関連公共下水道に位置付けられ、段階的に整備を進めてきました。

本市の下水道事業は、2023（令和5）年6月に見直しされた「污水適正処理構想」に基づき、効率的かつ適正な整備手法により、地域の実情に応じた汚水処理整備の実現を目指すものとされています。

また、下水道使用可能区域においては下水道の接続が義務付けられており、下水道を使用するよう普及活動を行っています。

（2）農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業集落における生活環境の改善と農産物への生産被害及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする事業です。

本市では、1989（平成元）年より坂戸地区にて施設整備を行い、1994（平成6）年度から供用開始しています。

なお、坂戸処理場及び管路施設は、老朽化に伴い改築に多額の費用が見込まれることから、流域関連公共下水道へ接続して廃止する計画となっています。

（3）浄化槽

浄化槽による生活排水の処理方式は、以下の3種類です。

①単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、し尿だけを処理し、台所や洗濯の排水は処理しません。

下水道の処理区域でなくても簡便に水洗化ができるために普及していましたが、現在、新規の設置は原則禁止されています。

②合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿と台所、洗濯排水等の家庭から出る排水を全量処理します。

本市では、合併浄化槽の維持管理費の一部を補助しています。

③高度処理型合併処理浄化槽

高度処理型合併処理浄化槽は、通常の合併処理浄化槽の処理能力を向上させたもので、BOD等の除去に加え、閉鎖性水域での汚濁負荷の増加が懸念される窒素またはリンについても処理することができます。

本市では、高度処理型合併処理浄化槽の設置工事費、維持管理費の一部を補助しています。

(4) し尿処理場

市内で発生したし尿は、周辺4市1町で構成される印旛衛生施設管理組合の汚泥再生処理センターで適正に処理されています。余剰汚泥は好気性発酵処理有機肥料としてリサイクルしています。

本市のし尿収集処理量は、公共下水道の整備動向、浄化槽の普及状況に影響を受けており、下水道整備が進むにつれて減少してきています。

そういった中、運営経費の削減と運営効率の向上を図るとともに、安全かつ安定的な施設運営を行うため、公共下水道への処理水の投入を前提とした施設延命化に向けた基幹改良工事を実施します。

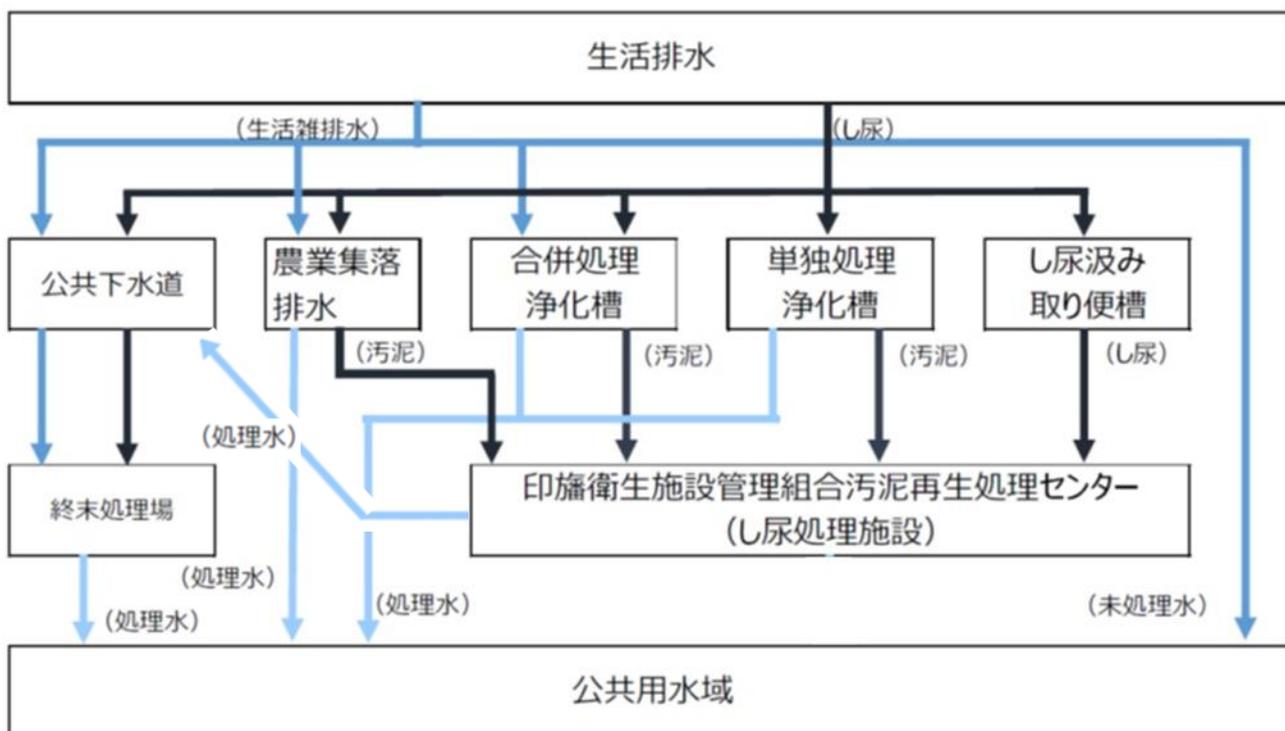


図 4-3 生活排水の処理体系
(出典) 佐倉市一般廃棄物処理基本計画

第4章 佐倉市生活排水対策推進計画の概要

4-1. 基本理念

第4期計画の基本理念は、第1期から第3期計画に引き続き、次のとおりとします。

**「市民の心に残る美しかった印旛沼の情景を
一步一步取り戻していく」**

印旛沼は、佐倉市民にとっては最も身近で貴重な自然環境が残っている場所であると言えますが、環境省が発表した「令和4年度公共用水域水質測定結果」によると、印旛沼のCOD年間平均値は13 mg/Lで全国ワースト第3位であり、環境基準を大きく上回る状況が続いています。

第4期計画では基本理念に従い、水が透き通り、人が泳ぐことのできた、かつての「美しい印旛沼」を少しずつ取り戻していくことを目指します。

4-2. 基本方針

第3期計画の方針を継承し、以下の3点とします。

本計画はこの基本方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるものとします。

なお、本計画における「生活排水」とは、日常生活で私たちの家庭から出る水のこと、トイレなどから排出されるし尿を含んだ水（し尿排水）と、台所や風呂場、洗濯などから排出される水（生活雑排水）の2種類を指します。

（1）施設整備

- ① 公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽（高度処理型合併処理浄化槽）については、「下水道」の諸計画に基づいて整備していきます。
- ② 下水道事業計画区域外及び農業集落排水事業区域外においては、「高度処理型合併処理浄化槽」の設置や転換を推進します。

（2）市民意識の醸成

- ① 市民に、水系の大切さを理解してもらうための啓発活動を展開します。
- ② 市民に、自らの出す生活排水が水系に影響を与えていることを理解してもらうための啓発活動を展開します。

（3）流域市町等との連携

本市は印旛沼流域の最下流に位置し、上流域の影響を強く受けるため、本市だけでの生活排水対策による水質改善を果たすことには限界があります。また、生活排水以外の産業系、面源系（自然系）からの汚濁負荷の割合が高くなってきており、これらの汚濁負荷の軽減のためには市町間を越えた広域的な取り組みが必要です。

4-3. 計画期間

計画期間については、関連計画である佐倉市污水適正処理構想の計画期間（中期目標：2034（令和16）年、長期目標：2049（令和31）年）を踏まえ、開始年次を2025（令和7）年度とし、2034（令和16）年度（＝目標年次）までの10年間とします。

4-4. スローガン

第3期計画に引き続き、基本理念を具体的にイメージするためのスローガンを以下のとおり定めます。

**青の水景づくり
～水色の水を返そう～**

これは、基本理念で定めた美しい印旛沼の情景を取り戻すことを表現するために、アオコなどにより濁った印旛沼をイメージさせる緑色と、透き通った美しい水景をイメージさせる青色を対比したものです。

第4期計画においてもこのスローガンを継承し、生活排水対策を推進します。

4-5. 計画の位置づけ

本計画は佐倉市総合計画をはじめ、各種上位計画、国や県が定める法律・条令や計画等との整合性を図るとともに、関係各課との調整や佐倉市環境審議会への諮問・答申を経て、パブリックコメントにより市民・事業者の意識や意見を反映し、策定します。



図 2-1 計画の位置づけ

第5章 第4期計画

5-1. 進捗状況

第3期計画で設定した目標値に対する現況（2023（令和5）年度末）を示します。

（1）生活排水処理率

本計画では、生活排水処理率を、総人口に対して下水道、農業集落排水施設及び高度処理型合併処理浄化槽で処理する人口の割合とします。

第3期計画の目標値であった95.5%に届きませんでした。高度処理型合併処理浄化槽への転換が進み、2023（令和5）年度末時点で94.2%まで上昇しています。

表 5-1 生活排水処理率の状況

（単位：人）

区分		第3期計画 現況値 2016(平成28)年度	第4期計画 現況値 2023(令和5)年度末	第3期計画 目標値
人口		176,518	169,930	163,000(推計)
公共下水道		159,230	155,414	152,040
農業集落排水施設		251	216	213
通常型 合併処理浄化槽	501人槽以上	0	0	0
	201～500人槽	5	1	5
	200人槽以下	3,447	2,894	2,428
高度処理型 合併処理浄化槽	501人槽以上	0	0	0
	201～500人槽	0	0	0
	200人槽以下	4,215	4,412	3,406
単独処理浄化槽		7,949	5,921	4,146
し尿処理場利用		1,421	1,072	762
生活排水処理率(%)		92.7	94.2	95.5

（2）生活系汚濁負荷削減率

施設整備による対策の効果を、汚濁負荷量の削減率で示します。

汚濁負荷量は、浄化槽、し尿処理場の各施設の利用人口に、排出汚濁量の原単位を乗じて算出します。

第3期計画（2016（平成28）年度）に対する現況値（2023（令和5）年度）の汚濁負荷削減率は、BOD24.5%、COD23.2%、T-N21.7%、T-P19.3%でした。第3期計画における目標値には届きませんでした。公共下水道の接続や高度処理型合併処理浄化槽の設置が進み、生活系の汚濁負荷量は減少しつつあります。

表 5-2 生活系汚濁負荷削減率の状況

(単位：kg/日)

項目		現況値	現況値	汚濁負荷	第3期計画
		2016 (平成28) 年度	2023 (令和5) 年度	削減率	削減率目標
BOD	市計	323.2	244.0	24.5%	40.1%
	印旛沼計	300.6	228.3	24.1%	
COD	市計	176.2	135.4	23.2%	38.5%
	印旛沼計	163.5	126.1	22.9%	
T-N	市計	90.2	70.6	21.7%	33.6%
	印旛沼計	83.3	65.3	21.6%	
T-P	市計	12.5	10.1	19.3%	36.6%
	印旛沼計	11.5	9.3	19.4%	

5-2. 生活排水処理施設の整備に関する事項

(1) 将来人口推計

将来の人口については、「佐倉市污水適正処理構想」の中期目標に準じ、2034 (令和16) 年度に162,200人まで減少することを想定しています。

これは「佐倉市人口ビジョン」(2020(令和2)年3月改訂)の推計をもとに算出しています。

(2) 生活排水処理率の目標

生活排水処理率の目標値は、人口推計と「佐倉市污水適正処理構想」で示された施設整備の目標を見込み、次のとおり設定します。

表 5-3 生活排水処理率の目標

(単位：人)

区分		第4期計画 現況値 2023(令和5)年度	第4期計画 目標値
人口		169,930	162,200(推計)
公共下水道		155,414	154,000
農業集落排水施設		216	0
通常型 合併処理浄化槽	501人槽以上	0	0
	201~500人槽	1	0
	200人槽以下	2,894	0
高度処理型 合併処理浄化槽	501人槽以上	0	0
	201~500人槽	0	0
	200人槽以下	4,412	8,200
単独処理浄化槽		5,921	0
し尿処理場利用		1,072	0
生活排水処理率(%)		94.2	100.0

(3) 汚濁負荷削減率の目標

汚濁負荷削減率の目標は、生活排水処理率の目標で設定した処理人口の推計をもとに、下記のとおり設定します。

表 5-4 汚濁負荷削減率の目標

(単位：kg/日)

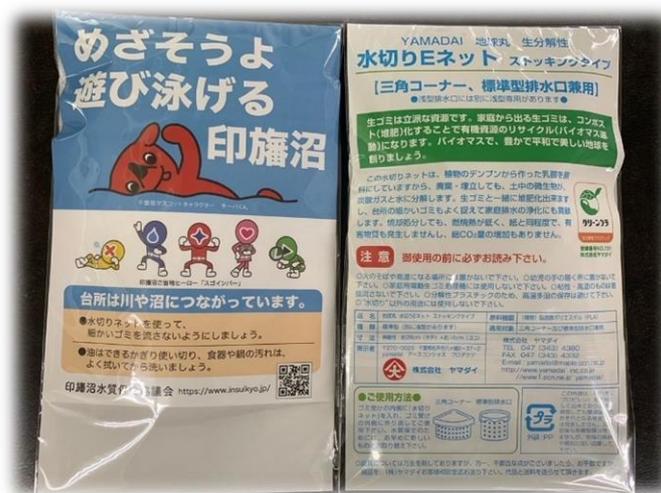
項目		現況値 2023(令和5)年度	汚濁負荷削減率 現況	第4期計画 削減率目標
BOD	市計	244.0	24.5%	88.6%
	印旛沼計	228.3	24.1%	
COD	市計	135.4	23.2%	78.8%
	印旛沼計	126.1	22.9%	
T-N	市計	70.6	21.7%	65.2%
	印旛沼計	65.3	21.6%	
T-P	市計	10.1	19.3%	48.0%
	印旛沼計	9.3	19.4%	

5-3. 生活排水対策に係る啓発に関する事項

計画の目標を達成するため、以下のとおり啓発活動を実施します。

(1) 家庭でできる生活排水対策の啓発

家庭でできる生活排水対策について、広報紙やホームページ等を通じた情報提供を行うとともに、実践的に取り組みことができるよう、イベント等を通じて、啓発グッズを提供します。



生分解性水切りネット（千葉県水質保全課）

(2) 適正な生活排水処理施設の推進

生活排水対策に関する意識の向上と、適正な処理方法への誘導を図ります。

下水道事業においては、引き続き下水道接続の普及活動を実施し、浄化槽については、高度処理型合併処理浄化槽の設置補助及び合併処理浄化槽の維持管理費補助制度の周知により、合併処理浄化槽への転換の推進や、浄化槽の定期的な清掃といった適切な管理を呼びかけてまいります。

また、生活排水などによる公共用水域への影響を監視するために、河川の水質及び底質調査を今後も継続して実施し、その結果を市のホームページや環境白書を通じて公表します。

(3) 水環境に対する意識の啓発

親水イベントや環境学習事業を通じ、多くの市民に自然の豊かさを感じてもらうことで、水質浄化に対する意識の高揚を図ります。

① 印旛沼クリーンウォーク

印旛沼の環境保全と水質浄化に対する市民意識の向上のため、市民・企業等

で印旛沼周辺の清掃を実施しています。



②水辺観察会

印旛沼をはじめとする市内の水辺環境について、講義や野外観察を通じて学ぶことができる事業です。



5-4. その他生活排水対策の推進に関して必要な事項

(1) 庁内連携の確立

生活排水対策の推進には、公共下水道や農業集落排水施設、浄化槽といった施設整備をはじめ、多方面からの対策が必要です。関連計画や各施設を所管する庁内各機関との連絡・調整を図りながら進めていきます。

(2) 関係機関との連携

印旛沼や流入河川の水質改善には、河川管理者である千葉県や流域市町の連携と協力が不可欠です。現在、佐倉市は印旛沼水質保全協議会や印旛沼流域水循環健全化会議等の構成員として、県・流域市町との連携を図っています。

今後もこれらの体制を継続し、特に、印旛沼周辺の親水施設等については、水環境に対する意識の高揚や環境学習の場として利用することが期待できるため、関係

機関と連携し積極的な利用を図っていきます。

(3) 市民・事業者への情報提供

公共下水道の接続や浄化槽の転換といった施設整備を含む目標の達成には、市民・事業者の協力が必要です。親水イベントや環境学習事業を通じ、印旛沼の現状や生活排水対策に関する情報発信を行うなど、引き続き情報提供を進めてまいります。

用語集

【あ行】

アオコ

富栄養化が進行した湖沼において、初夏から秋にかけて植物性プランクトン（主として藍藻類）が異常発生することにより、湖沼水を青緑色の粉をまいたように変色させる現象のこと。

アオコが発生すると透明度が低下したり、カビ臭や有害な化学物質がつくられたりすることがあり、上水道への利用が不適当となる。また、水中の溶存酸素を奪うため、水生生物や魚類がへい死することもある。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

栄養塩類

植物プランクトン等が増殖するために必要な各種元素で、窒素、リン等の塩類のこと。湖沼等で必要以上に増えると、植物プランクトンが異常発生してアオコを生じる。

汚濁負荷量

河川や海域に流入する有機物や窒素、リン等の汚濁物質の総量で、「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排水量」で計算される。BOD、CODなどの代表的な汚濁指標について計算されることが多い。

工場や事業場等からの排水や排ガスについては濃度による規制が多いが、たとえ濃度が小さくても排出量が大きければ環境に与える影響は大きくなるため、通常、環境への影響を推定する場合、汚濁負荷量が用いられる。

汚泥

泥状の物質の総称で、一般的には、水中の浮遊物質の沈殿または浮上により泥状になったものをいう。

環境や廃棄物の分野では、排水処理や下水道処理、食品を取り扱う工場、動物の飼育場や建設現場等からも発生し、発生する分野や状況によって産業廃棄物汚泥と一般廃棄物汚泥に分かれる。また、含まれる物質により有機汚泥と無機汚泥に分かれる。

汚泥再生処理センター

従来のし尿処理施設の処理だけでなく、生ごみ等の有機性廃棄物も併せて処理し、汚泥等の再利用が可能となる施設のこと。施設では、堆肥化・メタン発酵等の方式により、有機性廃棄物が保有する化学エネルギーの有効利用を図る。し尿や有機汚泥は、メタン発酵によってエネルギー回収（発電設備等への供給）され、消化汚泥等脱水・堆肥化処理されたものは農地へ還元される。

【か行】

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

浄化槽法の改正により、平成13年4月から単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえば合併浄化槽を意味するようになっている。

なお、高度処理型合併処理浄化槽は、通常の合併処理浄化槽の処理能力を向上させたもので、BOD等の除去に加え、閉鎖性水域での汚濁負荷の増加が懸念される窒素またはリンについても処理できる装置である。

環境基準

環境基本法第16条で規定された、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等について、どの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかを定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと定められている。

環境基準点

水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域において、環境基準の維持達成状況を把握するための地点、環境基準類型が指定された水域ごとに1地点以上あり、原則として毎月1回以上の水質検査を実施している。水質検査は環境省が定める統一的方法で行われている。

原単位

物質の発生量を把握するときの1手法として、発生に関与する活動あるいはものの存在に係数をかける方法が用いられ、このときの係数を原単位と呼ぶ。この係数について、限られた条件のもとではあるが、個々にそれほど相違がないと考えられる場合には、過去の文献値や類似の調査事例や係数を把握できれば、後は既存の統計資料を活用して推計できるので、各種計画策定、環境アセスメントなどで広く採用されている。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定めている。ただし、「下水道法で規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。」とされている。

したがって、川、海、湖等はすべて含まれるが、個人や会社の庭の池等は含まれない。しかし、農業用ため池等、公共用水域が一義的には決められない場合もある。

【さ行】

産業系（汚濁負荷量）

汚濁負荷量を発生源別に分けた場合、工場、事業場の活動に伴い排出される汚れのことで、広義には畜産系からの汚濁負荷量も含む。なお、他の発生源として、自然系と生活系がある。

自然系（汚濁負荷量）

汚濁負荷量を発生源別に分けた場合、市街地、山林、田畑等から排出される汚れをさすが、道路粉塵や農地の施肥など必ずしも「自然」ではない汚濁物質も含む。

終末処理場

下水処理場ともいう。下水を最終的に処理して公共用水域等に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設と、これを補完する施設をいう。
放流水の水質については、水質汚濁防止法により排出基準の適用を受ける。

植物プランクトン

光合成により水中の無機栄養塩類から有機物を合成する浮遊生物の総称。分類的にはその大部分が単細胞藻類によって構成される。また、藻類とは、主として水中で生活する酸素発生型の光合成を行う生物であって、高等植物（海草、水草等の維管束植物）以外の生物の総称。（藍藻、渦鞭毛藻、珪藻、緑藻などが含まれる。）

水質汚濁防止法

1970（昭和45）年に制定された、公共用水域と地下水の水質を保全するため、工場及び事業場からの排水の規制、地下水への浸透の規制、及び生活排水対策の実施を推進し、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とした法律。

生活系（汚濁負荷量）

汚濁負荷量を発生源別で分けた場合、家庭からのし尿排水や、台所、洗濯、風呂等から排出される汚れのこと。

生活排水

家庭生活による、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水のこと。生活排水のうち、し尿を除いたものを生活雑排水という。

有機物質、窒素、リンが含まれているため、これらが河川、湖沼等にその自然浄化能力を超えて流入すると、河川は汚濁し湖沼は富栄養化が進む。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の定められている項目。具体的には、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、T-N、T-P、n-ヘキサン抽出物質、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの12項目をいう。

河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴等の利用目的に応じて設けられた。いくつかの水域類型ごとに基準値が定められている。

【た行】

大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特にし尿等による汚染の指標として用いられている。

乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は通性嫌気性の菌の量を数値化しており、数値が大きいほど水中に存在する大腸菌群が多いことを示す。

畜産系（汚濁負荷量）

汚濁負荷量を発生源別に分けた場合、家畜等の飼育に伴い排出される汚れのことで、広義には産業系の汚濁負荷量に含まれる。

【は行】

富栄養化

湖沼や内湾等の閉鎖性水域で窒素やリン等栄養塩濃度が増加する現象、または、増加した結果、植物プランクトン等の生物の活動が活発化し、異常発生を起こす現象をいう。

湖沼においてはアオコの発生、内湾等においては赤潮の発生等の現象が起こり、異臭（カビ臭等）等の水質障害や、酸素濃度低下による生息生物の死滅、水域の水質悪化等を引き起こす。

閉鎖性水域

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

【ま行】

面源系（汚濁負荷量）

排出先が特定しにくく、汚れの原因が面的に分布している山林・農地や道路・市街地等から排出される汚れのこと。排出先が特定される家庭や工場・事業所等からの汚れは点源系と呼ばれる。

【英数】

BOD（生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demand の略）

水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素の量（mg/L）のことであり、河川水や工場排水、下水等に含まれる有機物による汚濁状況を測る代表的な指標であり、生活環境項目の一つ。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

COD（化学的酸素要求量、Chemical Oxygen Demand の略）

水の中に含まれている有機物等の汚濁源となる物質が、酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量（mg/L）のことで、湖沼水の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標であり、生活環境項目の一つ。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

T-N（全窒素）

生活環境項目の一つで、有機性窒素と無機性窒素（アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素）の和のこと。生活排水、畜産排水等に多く含まれており、リンと並んで植物性プランクトンにおける増殖の制限栄養物質である。富栄養化の原因物質となる。

T-P（全リン）

生活環境項目の一つで、有機系リンと無機性リン（オルトリン酸塩、ポリリン酸塩等）の和のこと。窒素と並んで植物性プランクトンにおける増殖の制限栄養物質である。富栄養化の原因物質となる。

75%値

一年間で得られたすべての日平均（ n 個）をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくる日平均値のことをいう。

BOD や COD について、年間を通じて環境基準に適合しているかを判断する場合に用いる。

第4期佐倉市生活排水対策推進計画

20〇〇（令和〇）年〇月策定

発行：千葉県佐倉市

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

電話：043-484-1111（代表）

E-mail：seikatsukankyo@city.sakura.lg.jp

URL：http://www.city.sakura.lg.jp/

編集：経済環境部生活環境課

水質汚濁防止法

発令 昭和45年12月25日号外法律第138号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

○水質汚濁防止法

〔昭和四十五年十二月二十五日号外法律第百三十八号〕

〔総理・法務・通商産業大臣署名〕

水質汚濁防止法をここに公布する。

水質汚濁防止法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 排水の排出の規制等（第三条―第十四条の四）

第二章の二 生活排水対策の推進（第十四条の五―第十四条の十一）

第三章 水質の汚濁の状況の監視等（第十五条―第十八条）

第四章 損害賠償（第十九条―第二十条の五）

第五章 雑則（第二十一条―第二十九条）

第六章 罰則（第三十条―第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「排水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。

第二章 排水水の排出の規制等

（排水基準）

第三条 排水基準は、排水水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排水水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排水水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

（排水基準に関する勧告）

第四条 環境大臣は、公共用水域の水質の汚濁の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排水基準を定め、又は同項の規定により定められた排水基準を変更すべきことを勧告することができる。

（総量削減基本方針）

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係るある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

2 総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを目途とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第二号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。

一 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量

二 前号に掲げる総量につき、政令で定めるところにより、当該指定地域における人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量

三 当該指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別及び都道府県別の削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。）

3 環境大臣は、第一項の水域を定める政令又は同項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならない。

5 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

（総量削減計画）

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2 総量削減計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

二 前号の削減目標量の達成の方途

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

- 3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。
- 4 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴かななければならない。
- 5 都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、その内容を公表するよう努めなければならない。
- 6 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画の達成の推進)

第四条の四 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総量規制基準)

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

- 2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。
- 3 第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(特定施設等の設置の届出)

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の設備
 - 六 特定施設の使用の方法
 - 七 汚水等の処理の方法
 - 八 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 有害物質使用特定施設の種類
 - 四 有害物質使用特定施設の構造
 - 五 有害物質使用特定施設の使用の方法
 - 六 汚水等の処理の方法
 - 七 特定地下浸透水の浸透の方法
 - 八 その他環境省令で定める事項
- 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
- 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
- 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

(経過措置)

第六条 一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて排水を排出し、若しくは特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となつた際現にその施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内に、それぞれ、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に指定地域特定施設についての前条第一項又は次項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の規定又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

2 一の施設が指定地域特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定地域特定施設を設置している者であつて、排水を排出するものは、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

3 第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者（設置の工事をしている者及び前条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて排水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならない。

(特定施設等の構造等の変更の届出)

第七条 第五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第八条 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項の規定による届出又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、排水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合（同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。）又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第八条の二 都道府県知事は、第五条第一項の規定による届出又は第七条の規定による届出（同項第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、当該

特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。)について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(実施の制限)

第九条 第五条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは污水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第十四条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

(排水水の排出の制限)

第十二条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設(指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。)となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

3 第一項の規定は、一の施設が指定地域特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定地域特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から一年間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間)は、適用しない。ただし、当該施設が指定地域特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

(総量規制基準の遵守義務)

第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第十二条の三 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。)又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第十三条 都道府県知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排水水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

第十三条の二 都道府県知事は、第十二条の三に規定する者が、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際にその水が特定地下浸透水であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（指導等）

第十三条の四 都道府県知事は、指定地域内事業場から排水水を排出する者以外の者であつて指定地域において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（排水水の汚染状態の測定等）

第十四条 排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

4 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。

5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（事故時の措置）

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直

ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二章の二 生活排水対策の推進

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の五 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第十四条の六 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（生活排水を排出する者の努力）

第十四条の七 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

（生活排水対策重点地域の指定等）

第十四条の八 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排

水対策重点地域を指定しなければならない。

- 一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域
 - 二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの
- 2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。
 - 3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域にわたる場合においては、都府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都府県知事に通知しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の策定等）

第十四条の九 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
 - 二 生活排水処理施設の整備に関する事項
- 3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。
- 5 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあつては勧告をすることができる。
- 7 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の推進）

第十四条の十 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（指導等）

第十四条の十一 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するために必要と認める場合には、その生活排水対策重点地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができる。

第三章 水質の汚濁の状況の監視等

（常時監視）

第十五条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

- 2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。
- 3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

（測定計画）

第十六条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

- 2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 環境大臣は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量をは握するため、測定計画の作成上都道府県知事が準拠すべき事項を指示することができる。

4 国及び地方公共団体は、測定計画に従つて当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

(測定の協力)

第十六条の二 地方公共団体の長は、前条第四項の地下水の水質の測定を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、地下水の水質の測定の協力を求めることができる。

(公表)

第十七条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

(緊急時の措置)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 損害賠償

(無過失責任)

第十九条 工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一の物質が新たに有害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が有害物質となつた日以後の当該物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透による損害について適用する。

第二十条 前条第一項に規定する損害が二以上の事業者の有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により生じ、当該損害賠償の責任について民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条第一項の規定の適用がある場合において、当該損害の発生に関しその原因となつた程度が著しく小さいと認められる事業者があるときは、裁判所は、その者の損害賠償の額を定めるについて、その事情をしんじやくすることができる。

(賠償についてのしんじやく)

第二十条の二 第十九条第一項に規定する損害の発生に関して、天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんじやくすることができる。

(消滅時効)

第二十条の三 第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から五年間行使しないとき。

二 損害の発生の時から二十年を経過したとき。

(他の法律の適用)

第二十条の四 第十九条第一項に規定する損害賠償の責任について鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）又は水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十四号）の適用があるときは、当該各法律の定めるところによる。

(適用除外)

第二十条の五 この章の規定は、事業者が行なう事業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

第五章 雑則

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

(報告及び検査)

第二十二條 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定地域において事業活動に伴つて公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者（排出水を排出する者を除く。）で政令で定めるものに対し、汚水、廃液等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

3 前二項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外等）

第二十三條 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

一 鉱山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「鉱山施設」という。）である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	当該鉱山	第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項
二 鉱山施設である有害物質使用特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山から特定地下浸透水を浸透させる者	当該鉱山	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項
三 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者	当該鉱山	第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
四 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山保安法第二条第二	当該鉱山	第十四条の二第三項及び第四項

項本文に規定する鉱山の設置者		
五 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	当該特定施設	第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項
六 電気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害物質使用特定施設	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項
七 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者	当該指定施設	第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
八 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者	当該貯油施設等	第十四条の二第三項及び第四項
九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	当該特定施設	第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項

十 廃油処理施設である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害物質使用特定施設	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項
十一 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者	当該指定施設	第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
十二 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者	当該貯油施設等	第十四条の二第三項及び第四項
十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者	当該貯油施設等	第十四条の二第三項及び第四項

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第五条、第七条、第十条、第十一条第三項又は第十四条第三項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による前項に規定する特定施設又は指定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設又は指定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設に係る排出水若しくは特定地下浸透水又は同項に規定する指定施設から地下に浸透する有害物質を含む水に起因する公共用水域又は地下水の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第八条又は第八条の二の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

5 都道府県知事は、第一項の表第一号又は第五号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第二号又は第六号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第三号、第七号又は第十一号の上欄に掲げる者に対し第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第九号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第十号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

（資料の提出の要求等）

第二十四条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関し意見を述べるることができる。

3 河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。）、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）その他公共用水域の管理を行なう者で政令で定めるものは、この法律の施行に関して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該公共用水域の水質の汚濁の防止に関して意見を述べるることができる。

（環境大臣の指示）

第二十四条の二 環境大臣は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

二 第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務

三 第二十三条第三項の規定による要請に関する事務

四 前条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに係る事務

（国の援助）

第二十五条 国は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

（研究の推進等）

第二十六条 国は、汚水等の処理に関する技術の研究、汚水等が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の研究その他公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第二十七条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

（事務の区分）

第二十八条の二 第四条の五第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（条例との関係）

第二十九条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

一 排水水について、第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）に関する事項

二 特定地下浸透水について、有害物質による汚染状態以外の水の汚染状態に関する事項

三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態に関する事項

四 特定事業場以外の工場又は事業場から地下に浸透する水について、有害物質による水の汚染状態に関する事項

第六章 罰則

第三十条 第八条、第八条の二、第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定に違反した者
- 二 第十四条の二第四項又は第十八条の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第五条又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九条第一項の規定に違反した者
- 三 第十四条第一項、第二項又は第五項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
- 四 第二十二條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和四六年五月政令一五三号により、一九条及び二〇条の規定は昭和四六・五・二一から、その他の規定は昭和四六・六・二四から施行〕

(公共用水域の水質の保全に関する法律等の廃止)

2 公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）及び工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号。以下「旧工場排水等規制法」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この法律の施行の際現に旧工場排水等規制法第八条の規定による実施の制限を受けている者についての第八条及び第九条の規定の適用については、第八条中「その届出を受理した日」とあるのは「旧工場排水等の規制に関する法律第四条又は第六条の規定による届出を受理した日」と、第九条第一項中「その届出が受理された日」とあるのは「旧工場排水等の規制に関する法律第四条又は第六条の規定による届出が受理された日」とする。

4 旧工場排水等規制法によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(他の法律の一部改正)

7 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

8 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和四六年五月三十一日法律第八八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第四十一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の〔中略〕水質汚濁防止法〔中略〕（以下「整理法」という。）の規定により国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の整理法の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則〔昭和四七年六月二二日法律第八四号〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法第四章の二の規定及び第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法第四章の規定は、この法律の施行後に生ずる損害について適用する。ただし、当該損害が第一条の規定による改正後の大気汚染防止法第二十五条第一項に規定する健康被害物質のこの法律の施行前の排出（飛散を含む。）又は水質汚濁防止法第三条第二項に規定する有害物質のこの法律の施行前の排出（地下へのしみ込みを含む。）によるものであることを当該排出（飛散又は地下へのしみ込みを含む。）に係る事業者において証明したときは、当該損害については、なお従前の例による。

(検討)

3 政府は、公害に係る被害者の救済に関し、その損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づき、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔昭和五一年六月一日法律第四七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和五一年八月政令二一七号により、昭和五一・九・一から施行〕

附 則〔昭和五三年六月一三日法律第六八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、〔中略〕第二条中水質汚濁防止法第四条の次に四条を加える改正規定（同法第四条の二第三項及び第四項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

〔昭和五四年五月政令一三一号により、昭和五四・六・一二から施行〕

(経過措置)

第二条 改正前の瀬戸内海環境保全臨時措置法（以下「臨時措置法」という。）第三条の規定により定められた瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画は、改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条の規定により定められたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に臨時措置法第五条第一項に規定する区域において改正前の水質汚濁防止法（以下「旧水質汚濁防止法」という。）第二条第二項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしている者及び臨時措置法第五条第一項の許可を受けた者又は旧水質汚濁防止法第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて旧水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排水水を排出するものは、この法律の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排水水の排水系統別の汚染状態及び量を府県知事（特別措置法第二十二條第一項の政令で定める市の区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とし、改正後の水質汚濁防止法第二十八條第一項の政令で定める市の区域内の同法第二条第二項に規定する特定施設（特別措置法第五条第一項に規定する特定施設を除く。）に係る場合にあつては当該市の長とする。）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四条 この法律の施行前にした行為及び臨時措置法第十一条又は旧水質汚濁防止法第八条若しくは第十三条第一項の規定による命令に関しこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和五五年五月七日法律第四一號抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和五八年五月二六日法律第五八号抄〕

沿革

昭和六一年 五月二七日法律第六九号〔海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律による改正〕

平成一六年 四月二一日号外法律第三六号〔海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律三条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条（前号に規定する規定を除く。）の規定及び附則第三条から第六条までの規定 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下「議定書」という。）により千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「条約」という。）本文及び附属書Ⅰが日本国について効力を生ずる日〔昭和五八年一〇月二日〕

三 第二条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項及び第三項の改正規定並びに附則第七条の規定 議定書が効力を生ずる日（昭和五十八年十月二日）から起算して三年（議定書第二条の規定により国際海事機関においてこれより長い期間が決定された場合にあつては、当該期間）を経過する日（次号において「条約附属書Ⅱの実施日」という。）前の政令で定める日

〔昭和六一年一二月政令三五六号により、昭和六一・一・二一から施行〕

四 第二条（前号に規定する規定を除く。）の規定並びに附則第八条及び第九条の規定 条約附属書Ⅱの実施日〔昭和六二年四月六日〕

五～八 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条及び第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔昭和五九年七月二七日法律第六一號抄〕

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和六〇年三月政令三六号により、昭和六〇・三・二一から施行〕

附 則〔昭和六〇年七月一二日法律第九〇號抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～四 〔略〕

五 第三条、第七条及び第十一条の規定、第二十四条の規定（民生委員法第十九条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。）、第二十五条の規定（社会福祉事業法第十七条及び第二十一条の改正規定を除く。附則第七条において同じ。）、第二十八条の規定（児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）並びに附則第七条、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成元年六月二八日法律第三四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成元年七月政令二三二号により、平成元・一〇・一から施行〕

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を除く。以下この項において同じ。）を設置している者（設置の工事を行っている者及び改正前の水質汚濁防止法（以下「旧法」という。）第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。以下この項において、「特定施設設置者」という。）であつて改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第二条第五項に規定する特定地下浸透水（以下単に「特定地下浸透水」という。）を浸透させるものは、この法律の施行の日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、

新法第五条第二項各号に掲げる事項（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置している者であって特定地下浸透水を浸透させるもののうち同法第二条第三項に規定する排水を排出するものにあつては、新法第五条第二項第七号及び第八号に掲げる事項に限る。）を都道府県知事（水質汚濁防止法第二十八条第一項の政令で定める市の区域内の同法第二条第二項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とする。）に届け出なければならない。この場合において、特定施設設置者がこの法律の施行の際現に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する特定施設である水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしている者及び瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の許可を受けた者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて特定地下浸透水を浸透させるものであるときは、当該特定施設についてのこの届出は、同法第五条第一項の許可を受けた府県知事（同法第二十二条第一項の政令で定める市の区域内の同法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては当該市の長とする。）に対しするものとする。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第三条 新法第十二条の三及び第十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の特定事業場から浸透する特定地下浸透水については、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

2 前項の場合において、旧法第十四条第五項の規定は、なおその効力を有する。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正）

第四条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第五条 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第六条 湖沼水質保全特別措置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成二年六月二二日法律第三八号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正前の水質汚濁防止法の規定により国の機関に対してされている届出又は国の機関がした命令その他の行為は、第三条の規定による改正後の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正後の水質汚濁防止法の相当規定に基づいて、相当する国の機関に対してされた届出又は相当する国の機関がした命令その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成五年十一月一九日法律第九二号）

この法律は、公布の日から施行する、ただし、〔中略〕第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定〔中略〕は、環境基本法〔平成五年十一月法律第九一号〕附則ただし書に規定する日〔平成六年八月一日〕から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第七五号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成七年一〇月政令三五八号により、平成七・一二・一から施行）

附 則（平成八年六月五日法律第五八号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 特定事業場における有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透のうちこの法律の公布の日前にあったものについては、当該浸透の時に係る当該特定事業場の設置者（相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。）がこの法律の公布の日まで引き続き当該特定事業場の設置者である場合を除き、改正後の第十四条の三第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正）

第三条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第四条 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（湖沼水質保全特別措置法の一部改正）

第五条 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正）

第六条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成一〇年五月八日法律第五四号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎに関する事項の政令への委任）

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに関して必要な事項は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年五月二日法律第五〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。〔後略〕

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

（水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 施行日前に第四十三条の規定による改正前の水質汚濁防止法第四条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第四十三条の規定による改正後の水質汚濁防止法第四条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第六十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

[平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第一千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二〔略〕

附 則〔平成一二年五月三十一日法律第九一号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日〔平成一三年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成一五年六月一八日法律第九二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一六年四月二一日法律第三六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日〔平成一七年五月一九日〕（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一六年六月九日法律第九四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から〔中略〕施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一七年四月二七日法律第三三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則〔平成一八年六月一四日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二二年五月一〇日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、〔中略〕第二条中水質汚濁防止法の目次の改正規定、同法第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

〔平成二十三年三月政令二一号により、平成二三・四・一から施行〕

(措置命令に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の水質汚濁防止法第十四条の二第三項の規定によりした命令は、第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法第十四条の二第四項の規定によりした命令とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の大気汚染防止法及び第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二十三年六月二二日法律第七一号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二十三年一月政令三六六号により、平成二四・六・一から施行〕

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされている届出は、この法律による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に工場若しくは事業場において新法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置している者（新法第五条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）又は工場若しくは事業場において新法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。次条において同じ。）は、この法律の施行の日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を都道府県知事（新法第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。以下この項において同じ。）の区域内の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る場合にあっては、当該市の長とする。）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、新法第六条第一項の規定による届出をした者とみなす。

3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四条 この法律の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（新法第五条第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新法第八条第二項、第十二条の四及び第十三条の三の規定は、適用しない。

2 前項の規定に該当する者に対する新法第十三条の三第二項の規定の適用については、同項中「第十二条の四の基準の適用」とあるのは、「第十二条の四の基準の適用（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の日から起算して三年を経過することにより同条の規定が適用されることとなつた場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第七条 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正)

第八条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月二一日法律第六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二五年一二月政令三三六号により、平成二五・一二・二〇から施行〕

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二六年六月一八日法律第七二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年七月政令二六七号により、平成二八・四・一から施行〕

附 則〔平成二八年五月二〇日法律第四七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第十五条の規定による改正前の水質汚濁防止法第四条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第十五条の規定による改正後の水質汚濁防止法第四条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔平成二九年六月二日法律第四五号抄〕

(水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置)

第三百五十三条 前条の規定による改正前の水質汚濁防止法（以下この条において「旧水質汚濁防止法」という。）第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権の旧水質汚濁防止法第二十条の三前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合におけるその時効の期間については、なお従前の例による。

2 旧水質汚濁防止法第二十条の三後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三百六十一条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年六月二日法律第四五号〕

この法律は、民法改正法〔民法の一部を改正する法律＝平成二九年六月法律第四四号〕の施行の日〔平成三二年四月一日〕から施行する。ただし、〔中略〕第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

第4期佐倉市生活排水対策推進計画にかかるご意見

委員氏名 _____

	ページ・項目	修正箇所	修正案	修正理由・ご意見等
1				
2				
3				

※ 行が足りない場合は、追加して利用してください。